

## 11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [info@seko-tax.com](mailto:info@seko-tax.com)ホームページ <https://www.seko-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第91号を発行させていただきます。

大阪都構想が反対多数で廃案になりました。大阪市在住なので、一票を投じてきましたが、コロナ禍が落ち着いてからの住民投票の方が良かったのではないかと思います。

今月は、高野山に紅葉を鑑賞しに行った際に撮影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、高野山の大門です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**令和2年分の年末調整**について、**新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ**について を書いております。皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

## 2 令和2年分の年末調整 について

今年の年末調整は、税制改正により大きく変わっておりますので、今月と来月の2回に分けて変更点をご紹介します。

## 昨年との変更点

## ① 給与所得控除に関する改正

- ・給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
- ・給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。

給与所得控除額は次のとおりです。

給与等の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超 180万円以下	(A) × 40%	(A) × 40% - 10万円
180万円超 360万円以下	(A) × 30% + 18万円	(A) × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	(A) × 20% + 54万円	(A) × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	(A) × 10%	(A) × 10% + 110万円
850万円超 1,000万円以下	+120万円	195万円 (上限額)
1,000万円超	220万円 (上限額)	

## ② 基礎控除に関する改正

- ・基礎控除額が10万円引き上げられました。

- ・合計所得金額が2,400万円を超える所得者についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については基礎控除の適用はできないこととされました。

基礎控除額は次のとおりです。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超		0円



(写真は、壇上伽藍の境内です)

### ③ 所得金額調整控除の創設

- ・その年の給与の収入金額が850万円を超える人のうち、次のいずれかに該当する人は、所得金額調整額が控除されます。

ア	本人が特別障害者に該当
イ	23歳未満の扶養親族を有する
ウ	特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

(調整額の計算例)

例 給与等の収入金額900万円の場合

(1)	給与等の収入金額	900万円
(2)	給与所得控除額	195万円(上限額)

(3)	所得金額調整控除の額 $(900万円 - 850万円) \times 10\% = 5万円$
(4)	所得金額調整控除後の給与所得の金額 $(1) - (2) - (3) = 700万円$

\*上記の計算例の場合、5万円が調整控除額になります。

### ④ 配偶者、扶養親族等の所得要件に関する改正

- ・配偶者控除、扶養親族、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられました。

区分	合計所得金額要件	
	改正前	改正後
配偶者控除	38万円以下	48万円以下
扶養控除	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生控除	65万円以下	75万円以下

今月のご紹介はここまでといたします。その他の情報につきましては、来月にご紹介させていただきます。

#### 【参考文献】

- ・国税庁発行のリーフレット 「令和2年分 年末調整のしかた」
- ・公益社団法人 西淀川納税協会 小冊子 「令和2年分からの新しい年末調整実務」



(写真は、蛇腹道の紅葉です)

### 3 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応

## と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ について

国税庁より発行されている「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」の内容を取り上げてご紹介させていただきます。

### 役員給与の減額について

#### 1 業績が悪化した場合に行う役員給与の減額

(質問)

当社は、各種イベントの開催を請け負う事業を行っていますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、イベント等の開催中止の要請があったことで、今後、数カ月間先まで開催を予定していた全てのイベントがキャンセルとなりました。

その結果、予定していた収入が無くなり、毎月の家賃や従業員の給与等の支払いも困難な状況であることから、当社では、役員給与の減額を行うこととしました。

法人税の取扱いでは、年度の中で役員給与を減額した場合、定期同額給与に該当せず、損金算入が認められないケースもあると聞いています。

そこで、当社のような事情によって役員給与を減額した場合、その役員給与は定期同額給与に該当するでしょうか。

(回答)

・貴社が行う役員給与の減額改定については、**業績悪化改定事由による改定に該当するもの**と考えられます。

したがって、**改定前に定額で支給していた役員給与と改定後に定額で支給する役員給与は、それぞれ定期同額給与に該当し、損金算入することになります。**

・法人税の取扱いにおける「業績悪化改定事由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいいますので、貴社のように、**業績等**

**が急激に悪化して家賃や給与等の支払いが困難となり、取引銀行や株主との関係からもやむを得ず役員給与を減額しなければならない状況にある場合は、この業績悪化改定事由に該当することになります。**

**\*新型コロナウイルス感染症拡大による業績悪化のため役員給与の減額しても「業績悪化改定事由による改定」となりますので、年度の中で減額していただいても大丈夫です。**



(写真は、蛇腹道の紅葉です)

#### 1-2 業績の悪化が見込まれるために行う役員給与の減額

(質問)

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国からの入国制限や外出自粛要請が行われたことで、主要な売上先である観光客等が減少しています。そのため、当面の間は、これまでのような売上が見込めないことから、営業時間の短縮や従業員の出勤調整といった事業活動を縮小する対策を講じています。

また、いつになれば、観光客等が元通りに回復するのの見通しも立っておらず、今後、売上が更に減少する可能性もあるため、更なる経費削減等の経営改善を図る必要が生じています。一方で、当社の従業員の雇用や給与を維持するため、急激なコストカットも困難であることから、当社の経営判断として、まずは役員給与の減額を行うことを検討しています。

しかしながら、法人税の取扱上、年度の中で

役員給与を減額した場合にその損金算入が認められるのは、経営が著しく悪化したことなど、やむを得ず減額せざるを得ない事情（業績悪化改定事由）がある場合に限られると聞いています。

そこで、当社のような理由による役員給与の減額改定は、業績悪化改定事由による改定に該当するのでしょうか。

（回答）

- ・ 貴社が行う役員給与の減額改定については、現状では、売上などの数値的指標が著しく悪化していないとしても、新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、貴社が営業を行う地域では観光需要の著しい減少も見受けられるところです。
- ・ また、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大が防止されない限り、減少した観光客等が回復する見通しも立たないことから、現時点において、貴社の経営環境は著しく悪化しているものと考えられます。**
- ・ そのため、**役員給与の減額等といった経営改善策を講じなければ、客観的な状況から判断して、急激に財務状況が悪化する可能性が高く、今後の経営状況が著しく悪化することが不可避と考えられます。**
- ・ したがって、**貴社のような理由による役員給与の減額改定は、業績悪化改定事由による改定に該当します。**

**\*現状、新型コロナウイルス感染症拡大による業績悪化がしていなくても今後業績悪化する可能性が高い場合に役員給与の減額をしても「業績悪化改定事由による改定」となりますので、年度の中で減額していただいても大丈夫です。**

今回は、役員給与の減額についての FAQ をご紹介させていただきました。次回は、違う内容の FAQ をご紹介させていただく予定です。

【参考文献】

- ・ 国税庁発行 「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」



（写真は、金剛峯寺の中庭の風景です）

#### 4 編集後記

高野山の金剛峯寺での特別拝観、金剛三昧院での特別拝観、紅葉も見頃との情報を聞きまして、11月1日に高野山に行ってきました。

コロナ感染症拡大の影響で外国からの観光客もいないので、混雑することもないだろうと思っていましたが、たくさんの方々が来られていたので、びっくりいたしました。精進料理屋さんでランチをいただくかと計画しておりましたが、たくさんの方がお店の前で入店待ちをしておりましたので、入るのを諦めました。今度はゆっくりと高野山観光をしたいと思います。



今月も最後までお読みいただきありがとうございます。